

— 区立南池袋保育園と計画園比較（概要） —

項目	区立南池袋保育園	計画園																								
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄骨鉄筋コンクリート造1階部分																								
建築面積	587㎡	約900㎡																								
園庭面積	78㎡	約400㎡																								
定員構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9名</td> <td>15名</td> <td>16名</td> <td>17名</td> <td>34名</td> <td>91名</td> </tr> </tbody> </table>	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	9名	15名	16名	17名	34名	91名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15名</td> <td>18名</td> <td>20名</td> <td>22名</td> <td>45名</td> <td>120名</td> </tr> </tbody> </table>	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	15名	18名	20名	22名	45名	120名
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計																					
9名	15名	16名	17名	34名	91名																					
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計																					
15名	18名	20名	22名	45名	120名																					
通常保育時間	7時15分から18時15分まで（11時間）	7時15分から18時15分まで（11時間）																								
特別保育事業																										
0歳児保育	生後4か月経過児を対象に実施	生後6週経過児（産休明け）を対象に実施																								
延長保育	19時15分まで（1時間）	22時15分まで（4時間）																								
一時保育	————	保育所に通っていない児童を対象に時間単位で実施																								
休日保育	————	日曜・祝日に実施（※）																								
病後児保育	————	病気回復期の児童を対象に集団保育が困難な期間に実施（※）																								

注 i) 公私立とも保育所の認可基準は同一である。

注 ii) ※は区内で始めて実施する事業。

南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業にかかる  
資料（保育所関連）について

- 1 保育所施設整備補助を巡るこれまでの主な経緯  
..... 1 ページ
- 2 13年9月28日付 辞退届の写  
..... 2 ページ
- 3 事業予定者決定過程にかかる評価資料  
..... 3 ページ
- 4 二箇所の保育所経営に対する意欲があることの裏付け  
..... 31 ページ
- 5 三法人でグループを形成し、応募した理由  
..... 37 ページ

## — 保育所施設整備補助を巡るこれまでの主な経緯 —

○13.4.2~4.17

- ・南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業予定者公募  
社会福祉法人「幸会」応募

○13.5.31

- ・新宿区が民設民営方式による老人保健施設と保育所の合築整備計画の事業者を公表、  
社会福祉法人「幸会」が新宿区の保育所事業者に決定

○13.6.

- ・都の福祉局子ども家庭部と事前協議開始  
「幸会」が事業者として本区と重なった場合の補助の可能性について照会したところ、  
その地域の保育需要による旨の見解

○13.6.15

- ・豊島区福祉施設整備事業者選定審査会に対し、事業予定者選定に係る調査審議について  
諮問

○13.7.17

- ・事業者選定審査会において事業予定者を答申

○13.7.18

- ・事業予定者決定、公表

○13.9.11

- ・都が国へ照会したところ、「同一法人に単年度で二箇所の補助を行うことは望ましくない」旨の見解

○13.9.12

- ・これまでの経緯を踏まえ、子ども家庭部長が福祉局子ども家庭部長へ補助対象となるよう要請

○13.9.13

- ・区長、政策経営部長が福祉局子ども家庭部長へ要請  
その後、福祉局子ども家庭部長より本件について国に掛け合ったが考え方に変わらない旨の連絡あり

○13.9.18

- ・福祉局子ども家庭部長より再度国に掛け合ったが前回同様の考えである旨の連絡あり

○13.9.27

- ・政策経営部長が福祉局子ども家庭部長へ照会したところ、本件について国は相変わらず  
難色を示しているため、都としてもそれに従わざるを得ない旨回答あり

○13.9.28

- ・「幸会」が事業予定者を辞退

○13.10.9

- ・区として再度保育所の事業予定者を公募する方針を決定

平成13年9月28日

豊島区長  
高野 之夫 様

社会福祉法人 幸会  
理事長 古屋 為男



## 事業予定者の辞退について

このことにつきましては、貴区が計画している、南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業に係る保育所整備事業予定者としてすでにお選びいただいているところですが、このたび、貴区の方から、施設整備補助に関する東京都との事前調整の段階で、今回の件については国がその受入枠との関係から平成14年度の補助協議に乗せることに難色を示しているとの情報を得ました。

このことを受けまして、当方の理事会にて協議した結果、国及び東京都からの補助を受けずに今回の施設整備を進めていくことは、極めて困難であるとの結論に至りました。

この場に及んで、大変残念なことでありますが、事業予定者の辞退をさせていただきたく、ご了解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

抜粋

豊島区福祉施設

整備事業者選定審査会

第一回 資料

平成13年6月15日

## 東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会設置要綱

平成13年5月31日  
区 長 決 裁

## (設置)

第1条 東京都豊島区が貸付又は譲渡する用地に特別養護老人ホーム等の福祉施設を整備する事業予定者(以下「事業予定者」という。)を選定するため、東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる施設整備事業ごとに事業予定者の選定に係る必要な調査審議(以下「調査審議」という。)を行い、区長に答申するものとする。

- (1) 南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業
- (2) 池袋一丁目地区特別養護老人ホーム整備事業
- ) 池袋四丁目地区知的障害者施設整備事業

## (組織)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 外部委員 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び医療に関する学識経験者
  - (2) 内部委員 助役、政策経営部長、保健福祉部長及び子ども家庭部長
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2号及び第3号に規定する事業に係る事業予定者の選定に当たっては、児童福祉に関する学識経験者及び子ども家庭部長は調査審議から除くことができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、事業予定者の選定に係る必要な調査審議を行い、区長に答申するまでとする。

## (会長の設置及び権限)

第5条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## 二会議

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聴くことができる
- 6 委員は、自己が従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その調査審議に加わることができない。

## (庶務)

第7条 審査会の庶務は、保健福祉部管理調整課において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成13年6月 1日から施行する。

委員の区別		委員名	職業・専門等	備考
外部委員	高齢者福祉・障害者に関する学識経験者	橋本正明	立教大学コミュニティ福祉学部教授	
		岩坪奇子	つくば国際大学産業社会学部教授	
	児童福祉に関する学識経験者	柴崎正行	東京家政大学教授	
	医療に関する学識経験者	松村研二	豊島区医師会会長	
内書委員	—	中原 昭	助役	
	—	水島正彦	政策経営部長	
	—	荒井正典	保健福祉部長	
	—	稲葉正行	子ども家庭部長	

平成13年6月15日現在  
保健福祉部管理調整課

社会福祉施設整備事業進捗状況

事業名	公募期間	審査期間	事業予定者決定
(1) 南池袋三丁目地区福祉 基盤等整備事業  ※福祉施設部分の内容 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 小規模身体障害者療 護施設 保育所	平成13年4月 2日(月) ~ 平成13年4月17日(火)  <計画書類等受付> 平成13年5月 7日(月) ~ 平成13年5月11日(金)  【応募状況】 2グループ6法人	平成13年6月15日(金) ~ 平成13年7月中旬頃	平成13年7月中旬頃
(2) 池袋一丁目地区特別養 護老人ホーム整備事業	平成13年4月 2日(月) ~ 平成13年4月17日(火)  <計画書類等受付> 平成13年5月 7日(月) ~ 平成13年5月11日(金)  【応募状況】 5法人	平成13年6月15日(金) ~ 平成13年7月中旬頃	平成13年7月中旬頃
(3) 池袋四丁目地区知的障 害者施設整備事業  ※知的障害者施設の内容 入所更生施設 通所授産施設	平成13年6月25日(月) ~ 平成13年6月29日(金)  <計画書類等受付> 平成13年7月16日(月) ~ 平成13年7月19日(木)  【応募状況】 未定	平成13年7月下旬 ~ 平成13年8月中旬頃	平成13年8月中旬頃

- ① 南池袋三丁目地区の事業予定者決定後の流れ  
事業予定者決定 ⇒ 基本協定締結 ⇒ 日本勤労者住宅協会との定期借地権設定契約締結 ⇒ 土地の引渡し
- ② 池袋一丁目地区の事業予定者決定後の流れ  
事業予定者決定 ⇒ 基本協定締結 ⇒ 社会福祉法人との普通借地権設定契約締結 ⇒ 土地の引渡し
- ③ 池袋四丁目地区の事業予定者決定後の流れ  
事業予定者決定 ⇒ 基本協定締結 ⇒ 社会福祉法人等との土地の売買契約締結 ⇒ 土地の引渡し



南池袋三丁目地区 専門審査基準（保育所）

審査書類		No.	視 点	評 定	配 点	割 合
事業計画①②	建物等 職員の構成等 管理運営体制	(1)	要項に適合する規模となっているか			
		(2)	保育室の設置に関する考え方は妥当か			
		(3)	十分な保育を行いうる職員配置となっているか			
		(4)	保育士の配置に対する考え方は妥当か			
		(5)	職員に過重な負担をかけない勤務体制となっているか			
		(6)	堅実な給与体系の構想をもっているか			
事業計画③	「提案条件」に対する取組み 運営(保育)理念 保育の計画 特別保育事業等の実施 家庭、医療機関等との連携及び地域との交流 事故防止・安全対策 虐待などへの対応 地域における子育て支援 職員の研修	(1)	保育所の理念が理解されているか			
		(2)	上記理念に基づいた運営理念を有しているか			
		(3)	保育所を運営しようとする動機は強いのか			
		(4)	子どもを大切にしようとする処遇内容になっているか			
		(5)	子どもの発達に配慮した内容になっているか			
		(6)	子どもの人権を配慮した内容になっているか			
		(7)	保育所の施設配置は適切か			
		(8)	各年齢の定員を考慮した保育所の施設計画となっているか			
		(9)	職員の配置、処遇は適切か			
		(10)	職員の役割が明確か			
		(11)	全体的な保育計画が作成されているか			
		(12)	長期、短期に分けた具体的な指導計画が作成されているか			
		(13)	指導計画に基づく、職員の協力体制を考慮しているか			
		(14)	日常の保育における保健活動を考慮しているか			
		(15)	特別保育事業等の実施内容は適切か			
		(16)	家庭との連携に対する考え方は適切か			
		(17)	家庭との連携に対して具体策があるか			
		(18)	医療、保健、福祉各機関との連携は適切か			
		(19)	園内事故に対する対策は適切か			
		(20)	災害時に対する対策は適切か			
					35	26.9%

南池袋三丁目地区 専門審査基準（保育所）

審査書類	No.	視 点	評 定	配 点	割 合
	(21)	交通安全に対する対策は適切か		35	26.9%
	(22)	虐待に対する考え方は妥当か			
	(23)	虐待に対する具体策は適切か			
	(24)	地域における子育て支援に対する考え方は妥当か			
	(25)	地域における子育て支援に対する具体策は適切か			
	(26)	人材育成のための具体的な研修を企画しているか			
	(27)	研修の内容は人材育成に効果的なものか			
事業計画④	事業の採算性	(1) 長期にわたる事業の採算性は確保されているか		15	11.5%
		(2) 採算性を確保する方法に無理はないか			
事業計画⑤	アピール	(1) 特に加筆すべき点はあるか		10	7.8%
既設施設の運営	既存施設の運営状況 園長の運営姿勢、組織運営の方針 保育への取組み 施設の特徴あるサービス内容 職員配置の状況 職員の採用、異動、退職の状況	(1) 経営の公正性、透明性が確保されているか		35	26.9%
		(2) 職員参加型の組織運営を行っているか			
		(3) 利用者の立場にたった施設運営を行っているか			
		(4) 魅力(特色)ある施設経営を行っているか			
		(3) 安定した施設運営が行われているか			
		(4) 具体的な組織運営の方針をもっているか			
		(5) 保育への取組みは十分か			
		(6) 特筆すべき保育事業を行っているか			
		(7) 効率的で、利用者に十分な職員配置がなされているか			
		(8) 計画的な採用、異動、退職等の状況があるか			
合 計				130	100.0%

※ 以下を参考にして「評価欄」に評価結果を記入願います。

評 定	評 語	得 点 換 算
A	特に優れている	配点×100%
B	優れている	配点×80%
C	ふつう	配点×60%

上 記 の と お り 評 定 す る

平成13年 月 日

氏 名

- 開催日 平成13年6月15日(金) 午後2:00～
- 場 所 議員協議会室
- 出席者 <外部委員>
- 立教大学コミュニティ福祉学部教授 橋本 正明  
つくば国際大学産業社会学部教授 岩坪 奇子  
豊島区医師会会長 松村 研二
- <内部委員>
- 助役 中原 昭  
政策経営部長 水島 正彦  
保健福祉部長 荒井 正典  
子ども家庭部長 稲葉 正行
- <関係職員>
- 保健福祉部高齢者福祉課長、障害者福祉課長、  
子ども家庭部保育園課長、保育事業係長、施設計画担当係長  
政策経営部企画課企画担当係長
- <事務局>
- 保健福祉部管理調整課長  
事務担当者 3名

(助役) 福祉施設整備事業者選定審査会を開催することになりました。今日、区長につきましては、区長会と重なりましたので欠席させていただきます。

今、豊島区では、小中学校の児童生徒が急速に減少してきて、小中学校の統合が進められています。公共施設の再構築の見直しが進められていますが、跡地をどのように活用していくかという観点から、主に社会福祉法人等にご協力いただきまして、今懸案となっています特別養護老人ホームあるいは老人保健施設又は知的障害者入所及び通所施設の整備を図っていこうという考え方です。

今回、三か所について、法人の呼びかけをしましたところ、応募がまいております。

その法人の運営計画や建築計画等につきまして、専門の立場からご審査いただきまして、豊島区民の福祉向上にふさわしい事業者を選定していただければと思っています。

(管理調整課長)

それでは、会長が決まるまで、進めさせていただきます。

この審査会ですが、区長が決裁しました設置要綱に基づき設置したものです。この2条ですが、この審査会は、区長の諮問に応じて、次の各号に掲げる施設整備事業ごとに事業予定者の選定に係る必要な調査・審議を行い、区長に答申するものとなっています。

1から3までございまして、1としまして、南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業、2としまして、池袋一丁目地区特別養護老人ホーム整備事業、3としまして、池袋四丁目地区知的障害者施設整備事業となっています。

1につきましては、雑司谷小学校の跡地活用です。2の池袋一丁目地区ですが、現在西山児童

遊園という区立の児童遊園として使われている土地とレンタカー会社が使っていた土地を区が買い上げまして、これを活用するものです。3の池袋四丁目につきましては、池四保育園という区立の保育園がありまして、三月に廃園と致しましたところを、活用するものです。

5条を参照してください。この審査会につきましては、委員の互選によって、会長を選ぶと規定されています。6条ですが、審査会は、会長が招集するというので、1項がありますが、2項について、半数以上の委員の出席によって審査会を開催できるとなっています。審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとなっています。4項ですが、審査会の会議につきましては、忌憚のないご意見をいただいて審査いただくために、非公開とさせていただきます。6項ですが、委員は、自己が従事する業務に直接の利害関係のある事項について、その調査・審議に加わることができないと定めています。保健福祉部長が、社会福祉法人の理事を務めていまして、その法人が申請をしていますので、その法人の審査をする場合は、退席していただきます。

それでは、5条につきまして、審査会の会長を決定していただきます。

今、橋本先生にという声があり、橋本先生の方からご承諾いただけましたので、いかがでしょうか。それでは、会長席の方へ移動願います。

5条の4項に、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理すると規定がありまして、会長が欠席の場合は、職務代理として代行していただく委員を決めていただきますが、橋本先生のお考えがございましたら、ご指名ください。

(橋本先生) もし、宜しければ、岩坪先生にお願い致します。

(岩坪先生) 私で宜しければ・・・。

(管理調整課長)

橋本先生が、会長で、岩坪先生が職務代理ということで、宜しくお願い致します。

(〇〇先生) それでは、大役を仰せつかりました。大変重要な職責だと考えています。どうぞ委員の皆様のご協力をいただきたいと思います。

それでは、委員会の仕事の中身について、区の方からご指示がいただけるものと存じます。

(管理調整課長)

それでは、区長に代わりまして助役の方から審査事項の諮問をお願いします。

(助役)

諮問第1号、平成13年6月15日、東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会  
 会長 橋本正明様、区長名  
 東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会設置要綱第2条の規定に基づき、以下の事項について諮問する。  
 記1、池袋一丁目地区特別養護老人ホーム整備事業における事業予定者の選定に係る調査・審議について。

諮問第2号、平成13年6月15日、東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会  
 会長 様、 区長名  
 東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会設置要綱第2条の規定に基づき、以下の事項について諮問する。  
 記1、南池袋三丁目地区福祉施設基盤等整備事業における事業予定者の選定に係る調査・審議について。

以上です。

(先生) 今、2件の諮問をいただいたということになりますが、先程3つの事業のことが言われていましたので、2つの諮問で宜しいのでしょうか。

(管理調整課長)

池袋四丁目地区知的障害者施設整備事業については、現在公募をかけていまして、応募を待っているところです。今の段階では、審査の対象になっていません。第6回目あたりから審査の対象になります。

(先生) その段階で、諮問が出るというわけですか。

(管理調整課長)

そうです。第3号として出させていただきます。

(先生) その辺、お含みお願いします。

質問ですが、先程非公開ということでしたが、議事録も非公開でしょうか。

(管理調整課長)

議事録は、要約を作って公開を致したい。会議そのものを非公開にしたのは、忌憚のないご意見を賜るため、場合によっては、社会福祉法人の知られたくない事実まで含めて、財務会計それから監督官庁の指導の有無等を発表していただき、ご審査の対象にしていただくということで、非公開ということにさせていただきましたが、法人のプライバシーを除く部分につきましては、要約として残しまして、会議録を公開してよいのではないかと事務局の方では考えています。

(先生) それでは、そのような形で進めさせていただきます。

当委員会で審議し、お出しするのは、2グループ6法人の事業については、どちらかのグループを決定することと、一丁目の方については、5法人のうちどこかの法人を決定するということが、仕事になりますでしょうか。

(管理調整課長)

はい、そうです。

(先生) 決定については、どのように審査をし、基準をどのように設定していくのかということがあるかと思えます。

(管理調整課長)

事務局の案ということで、ご説明させていただきたいと思えます。

計画書類等について、審査会の委員のうち専門の方にじっくりと見ていただき、委員の方の評価をしていただき、それを全委員に発表していただいて、質疑応答し、各委員がA・B・Cの評価を決めていただくということを考えました。特養ホームと老健施設については、先生と先生にじっくり見ていただいて、評価をしていただきます。また、知的障害者施設については、先生に事前に読み込んでいただいて、評価をしていただきます。保育所につきましては、

■先生に見ていただいて、評価をいただきたいと考えました。

審査の基準・中身につきましては、法人の理念とか、建築計画とか、地域社会との連携とか細かいことが載っていますが、各項目に其々視点が示されていますので、その視点で見えていただき、専門委員のお話お聞きながらA・B・Cを付けていただきます。Aという評価になりますと、各項目の配点に対して100%評価し、Bですと配点に対して80%評価して、換算します。其々の項目の数字が出ますと、総合計が決まるということになります。

審査会のスケジュールといたしましては、6月15日を第一回目の審査会といたしまして、7月の中旬までに計5回程開催させていただき、池袋一丁目地区及び南池袋三丁目地区の事業者を選定していただきたいと考えています。次に7月下旬から池袋四丁目地区の審査にお入りいただきまして、三回程で事業者を決定したいと考えています。決定は、区長に対する答申という形で結論を出していただくということになります。

（先生） 池袋一丁目地区の方は、個々の法人が独立していますから問題ないと思いますが、南池袋三丁目地区に関しては、グループとしての評価になりますね。例えば、三法人の内二つは大丈夫でも、他の一つはとても受け入れられないものが出た場合、一つは駄目だけど、総合点はまあまあ何とかなる場合の評価方法は、どう考えたら宜しいでしょうか。

（管理調整課長）

実際そうになりました時は、そういったご意見を附帯意見として答申につけていただくこともありうると思っています。

（先生） もう一つ質問ですが、2グループ6法人は既存だろうと思いますが、新規の法人もありますか。既存のある程度実績のある法人ですか。実績のあるところとさらのところと比較できるのでしょうか。

（管理調整課長）

全部実績ある法人です。

（保健福祉部長）

公募していないのですが、障害者の施設の方は、社会福祉法人になっていない場合でも、区内で障害者施設を運営していて、実績のあるグループについては、法人化することを条件に公募を受け付けます。

（管理調整課長）

この審査とは別に、財務会計の審査につきまして、公認会計士に計画書類等を見ていただいています。今回の資料の中には、公認会計士の評価を表わす書類は入っていませんが、出席していただいてコメントをいただくか、又は、評価を入れた書類を出していただくかを検討中です。財務会計については、その公認会計士の評価又はコメントを参考に皆様のご審査をいただきたいと考えています。

財務会計の審査をする場合に、公認会計士の評価とかコメントを参考にさせていただいて、また、出席していただければ質疑を重ねていただいて、委員の評価を決めていただき、A・B・Cを付けていただくということになります。

（先生） それでは、そんなふうなことで進めてまいります。大変重要な区民の方々に対する責任と、法人に対しても重要なことになるかと思っておりますので、誠実に責任を果たしてまいりたいと思います。他に何かございますか。それでは、第一回目の委員会を閉じさせていただきます。

抜粋
----

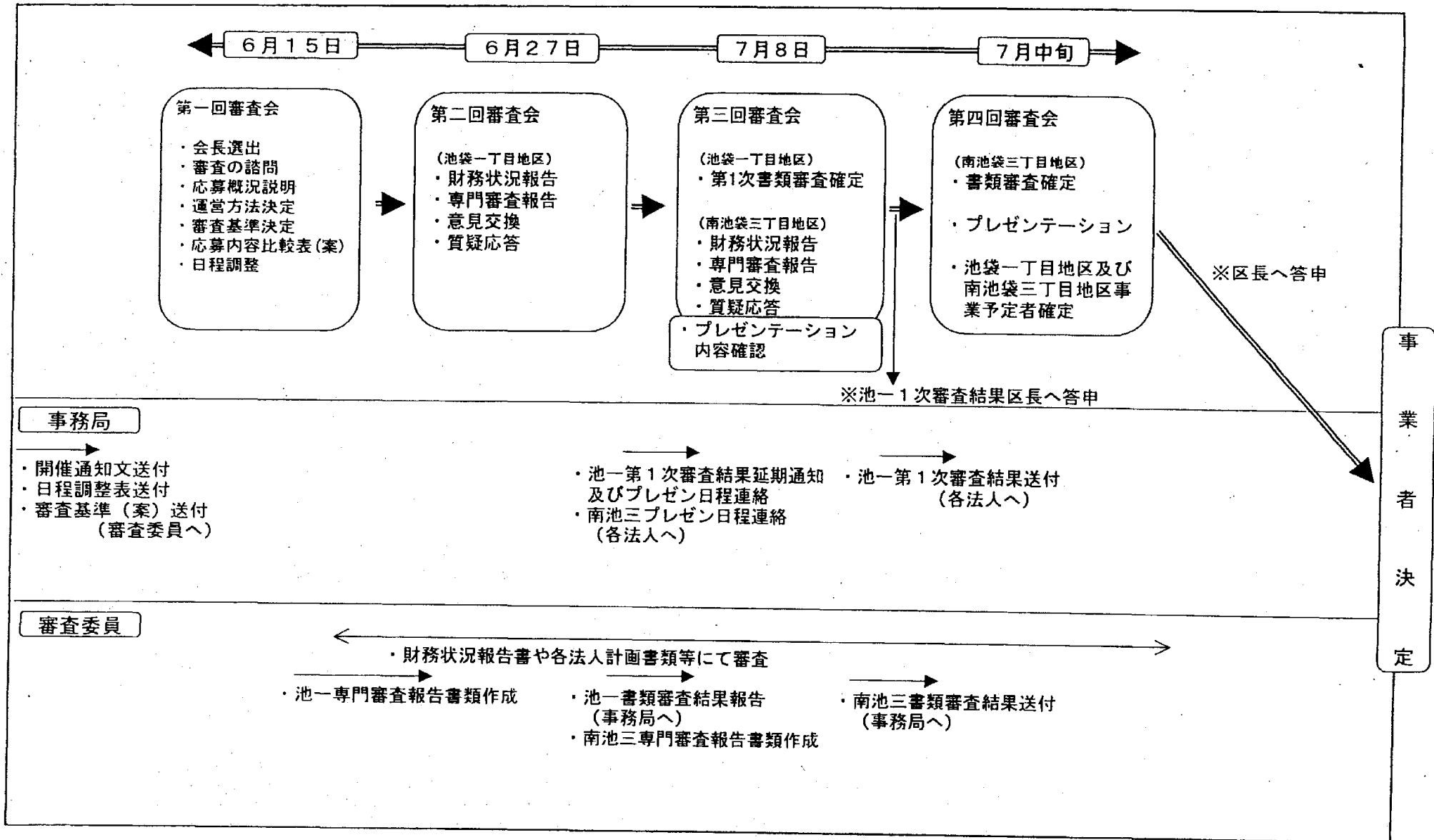
# 豊島区福祉施設

## 整備事業者選定審査会

### 第二回 資料

平成13年6月27日

法人審査スケジュール（変更案）





抜粋
----

# 豊島区福祉施設

## 整備事業者選定審査会

### 第三回 資料

平成13年7月8日

**Deloitte  
Touche  
Tohmatsu**

南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業に応募した  
事業者グループの財務等調査報告

平成 13 年 6 月 27 日

監査法人 トーマツ

目 次

I. はじめに..... 1

II. 調査概要等 ..... 1

III. 調査結果..... 3

## I. はじめに

東京都豊島区が行う南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業に応募した事業者グループ（各2社会福祉法人および1医療法人）に対し、当該事業者が行う既存施設の運営状況、応募事業に係る施設建設事業費および運営計画を調査し、財務の観点から「法人としての適性」「運営の確実性」を評価いたしました。

## II. 調査概要等

### 1-1 社会福祉法人の特徴

社会福祉法人の平成11年度までの運営は、予算の編成・実行を通じてなされ、利益及び損失の概念はなく、ディスクロージャーの視点において予算（措置収入を含む）の執行による収支状況を開示することを主眼としていました。

しかしながら、平成12年度から運営方針が改正され、財務の透明性を高め、経営努力の結果が反映される損益的要素が加わったディスクロージャーが求められる事となりました。

### 1-2 調査手続の概要

#### ① 法人としての適性

法人としての適性について、提出された財務諸表等に基づき、主に平成11年度までは過年度の繰越金残高推移、即ち予算の未執行状況の評価及び平成12年度の収支結果を検討しました。その他、財務比率等により事業者としての適性を検討しました。

#### ② 運営の確実性

運営の確実性について、事業計画書に基づき整備費および資金調達計画や運営計画における収益・費用計画の合理性を検討しました。

### 2-1 医療法人の特徴

医療法人は、利益の分配（配当）が出来ない中間法人ですが、営利法人と同様に利益の蓄積が出来る点に特色があります。

### 2-2 調査手続の概要

#### ① 法人としての適性

法人のとしての適性について、収益性および安全性の比較分析、運営組織の妥当性および区分経理の実施状況等を検討しました。

#### ② 運営の確実性

運営の確実性について内部留保の十分性（引当金の設定状況および役員報酬の規模

等)、借入高・債務保証および担保提供資産規模の確認および事業計画の妥当性等を検討しました。

### 3 調査資料

本調査に当たり使用した主な資料は、監事の監査が行われている事を前提に、以下のとおりであります。

- ①5年分の財務諸表
- ②定款
- ③パンフレット
- ④事業履歴書
- ⑤事業計画書

なお、比較分析の為に各法人が採用する会計方針等の相違および事業計画における明らかなケアレスミス等について必要に応じて調整を行っています。

## Ⅲ. 調査結果

項 目	特別養護老人ホーム	
	A 法人	B 法人
法人としての適性		
○財務比率分析	A	B
○担保提供能力	A	B
○収支比率分析	C	B
○その他の状況	A	B
運営の確実性		
○整備費の状況	A	B
○資金調達計画	B	A
○収入計画	B	C
○運営費計画	A	B
○資金収支計画	A	B

項 目	介護老人保健施設	
	J 法人	K 法人
法人としての適性 :		
○財務比率分析	C	A
○担保提供能力	C	A
○その他の状況	C	B
運営の確実性		
○整備費の状況	C	C
○資金調達計画	C	C
○収入計画	C	B
○運営費計画	C	C

項 目	保 育 所	
	C 法人	D 法人
法人としての適性		
○財務比率分析	A	A
○担保提供能力	C	B
○収支比率分析	B	A
○その他の状況	A	B
運営の確実性		
○整備費の状況	B	A
○資金調達計画	B	A

上記点数は、以下の意味である。

A : 特に優れている。 B : 優れている。 C : 普通

以 上

利益率で比較をさせていただきました。医療未収金回転期間、どのくらいの資金回収期間があるのか、医薬品や診療材料は年間どのくらい使用されているのか、在庫はどうか、仕入れや購入にあたって決済がどのくらいの期間なのか等で比較を行っています。安全性については、社会福祉法人と同じように流動比率、固定比率、借入金依存度、キャッシュフロー比率でみています。

担保提供能力につきましては、平成12年3月期におきます短期借入金、長期借入金の状況と、その借入金をどこから借りてきているのかを押さえ、それに対してどういう担保提供を行っているのかで評価しました。

その他につきまして、決算書類については、一方の法人の会計科目は病院会計基準ではなく、一般の企業の決算書様式を使用しています。また、調定差額発生率からみますと、発生率が高くて未収金残高も高いという法人は、レセプトのチェックが適性に行われておらず、診療報酬が回収できていないことが多いと推測されます。

また、東京都衛生局による医療監視結果では、一方の法人には指摘事項がありませんが、他方の法人につきましては、三点の指導事項がありました。

有価証券の保有状況としましては、一方の法人の保有額については、主に銀行株式になっています。昨今の株価状況をみますと、株式の含み損を含んでいるのではないかと思います。この医療法人の資本金は結構大きく、下落による影響は少ないものと思われま

事業計画についてですが、両法人につきまして著しい相違があるとは考えていません。

運営費計画につきましては、両法人において固定資産の減価償却の考え方が違うと思えます。一方は定率法、他方は定額法となっています。平成10年4月以降の税法の改正に伴って建物の減価償却というものは定額法だといっていますので、定率法を採用している法人につきましては、納税の段階では調整をすることになります。ただ、どちらがよい固定資産の償却方法なのかは、何とも言えません。

収入計画については、当初稼働率が低い方が堅実に思われますが、施設に入る方々の需要度を考慮すると稼働率が高い方がよいのかも知れませんが、入所希望者の実情が不明なため、この点の評価はひかえます。

また、介護保険収入以外の附帯収入いわゆる利用者負担等を調整させていただき、稼働時の調整をしますと、調整後の数字は似たようなものになりました。両法人の違いといえますと、法人のポリシー、運営の仕方ということになります。

(〓先生) それでは次に、保育所の説明をいたします。

法人としての適性につきまして、平成13年3月期貸借対照表を作成しました。修正項目を設け評価をしました。

財務比率分析について、両法人とも借入金がありませんので、借入金依存度は0%ということになります。当面の運営につきましては、流動比率と現金預金残高で評価しました。

担保提供能力ですが、担保提供可能資産と担保付借入金との比較で評価を行いました。担保提供能力は土地を有する分大きくなります。一方の法人は、土地を東京都から平成22年6月まで無償で借りています。

収支比率分析ですが、事業活動の評価については、措置費等収入の事業活動への有効な利用の観点から、事業活動収支差額及び事業活動収支比率で評価しました。

その他の状況で、繰越金推移表ですが、平成8年度から平成11年度までの期末繰越金残高の対収入発生比率の4期平均を出しました。繰越金の収入に対する発生比率により予算の立案・執行の計画性を評価することができます。

提携法人の状況ですが、提携法人の決算状況を検討し評価したかったのですが、両法人とも決算書の提出がなかったため、評価ができませんでした。

理事長の審査対象社会福祉法人以外の第三者に対する債務保証についてですが、両法人とも債務保証は「なし」と回答されています。

監督当局の指導状況ですが、両法人ともに異常と思われる事項はありませんでした。

運営の確実性ですが、整備費の状況について、整備費、延床面積、整備費単位金額当たりの延床面積により整備費を評価しました。整備費が小さいほどよく、延床面積が大きいほどよいということで評価しました。

資金調達計画ですが、総事業費に占める借入金の比率を出し評価しました。

借入金の返済計画ですが、保育所は措置費事業でありまして、収支計画の提出は要求されていません。借入金返済資金となる減価償却前利益の予測情報がないため、評価の対象項目から除外しています。

自己資金ですが、両法人とも平成13年3月期で総現金預金残高は自己資金を上回っていますので問題はありません。

以上です。

( 〇〇先生) 池袋一丁目地区の評価につきましては、5法人の中で優劣を決めようということをやっていました。今回、運営担当グループを決める南池袋三丁目地区の評価につきましても、池袋一丁目地区の場合と同じような考え方で評価しました。

( 〇〇先生) それでは、財務関係の審査を終わりにして、次に専門審査に移りたいと思います。  
■■■先生からお願いします。

(■■■先生)

A法人(特養ホーム)について

① 事業計画1については、勤務体系、給与体系について明示されており問題ありません。



## □ K医療法人（老人施設）

- ① 事業計画1については、既に長く病院や老健施設の経験をしている法人で、それを生かした新施設経営を目指しています。職員は、ほとんど常勤職員です。一つのポリシーだと思いますが、人件費等に繋がることだと思います。
- ② 事業計画2につきましては、痴呆性高齢者のケアを重点として、臨床心理士や音楽療法士等が活躍する痴呆性高齢者のケアを目指しています。その他、特段の問題はありません。
- ③ 事業計画3について、合築のため種々の経営上の困難性について、表現しています。
- ④ アピールしたいこととしては、痴呆性高齢者ケアに力を入れていることです。
- ⑤ 既存施設の運営については、特段の記載はありません。

## □ 先生)

## □ C法人について

- ① 事業計画1・2について、基本的には大きな問題はありません。一階に池の広場や地域支援スペースなど確保し、地域とのコミュニケーションを重視しています。また、外から入りやすい位置に一時保育室を配置したり、職員室に隣接して病後室を配置するなど、良く配慮してあります。
- ② 事業計画3については、保育内容が小さい頃から遊びを重視したものになっていて、現在の保育指針の考え方に沿ったものになっています。  
0歳児・1歳児の保育室が、南側の緑地に接しているなど、乳児の発達に適した位置関係・環境を配慮しています。  
保育計画につきまして、0歳から6歳まで全体として無理のない計画が作られています。  
また、家庭とか親子のコミュニケーションを重視した連携や活動について配慮されています。  
就業規則の23条について、職員の育児時間を無給としているのは問題があると思います。子どもをこまやかに観察して、虐待を早期に発見しようとしています。  
地域の触れ合いやコミュニケーションを重視した子育て支援を考えています。
- ③ 事業計画4の採算性については、特に問題はありません。
- ④ アピールとしては、地域密着型の育児支援を目指していることです。

## □ D法人について

- ① 事業計画1・2について、常勤の看護婦を採用し、保育士を多く採用するなど、職員配置や保育士の配置に対して積極的な配慮を感じます。
- ② 事業計画3については、1歳児の食事の指導など、処遇内容についてやや厳しい点が見られます。  
3歳児について、特別に運動の講師を呼んで運動指導を行うとしていますが、子どもの発達にやや無理があります。  
病後室の位置が一時保育児と2歳児との間になっていて、感染しやすいのではないかと思います。しかも、医務室と離れたところにあるので、配慮に欠けると思われます。  
定期的に外部の講師を招いて研修をさせるとありますが、職員に負担をかけることになるのではないかと思います。

特別保育事業については、具体的な方法が明示されています。

災害や安全に対しては、具体的なマニュアルを持っているようで、対処方法もかなり確実にできていると思います。

- ③ 事業計画4の事業の採算については、特に問題はないと思います。
- ④ アピールしたいことについては、かなりしつけや教育に対して積極的であるということです。現在の施設で売り物にしているという印象を受けました。
- ⑤ 延長の保育理念が明確ですが、職員参加型の運営や地域利用者の立場にたったときに、どのように実現されていくのか、その点に問題があるように思います。

(保育園課長) Cの設計案を見ますと、厨房がありませんが、5階からもってくるということですか。保育所の場合は、かなりきめ細かなサービスを提供することになりますので、病気の感染等を考慮すると独立して保育所の中にあつた方がよいのではと思いますが。

先生) 確かに保育所の中にあつた方がよいと思います。ただ、上でどう作ってもってくるかわかりませんが、最近複合施設ですと共用してつくることが多いので、その辺配慮されていればよいのですが。

5階に保育所と老健との共用のかなり広い厨房があり、保育所に食事を搬送するエレベーターがありますね。

個人的なことなのですが、せっかく老人施設があるのに交流することについては、触れてないですね、残念に思います。

先生) それでは、そういうことも踏まえてグループの評価をしていただきたいと思います。

先生)

□ 第1グループについて

- ① 法人運営の理念については、福祉の実現にふさわしい理念と実行に向けての力強さが覗えます。
- ② 建築計画については、地域の住民が活用しやすい建築構造になるよう配慮されています。
- ③ 合築施設を円滑に運営するための方策については、全体的によく検討されていると思います。

□ 第2グループについて

- ① 法人運営の理念について、福祉の実現にふさわしい理念を持っていると思われます。
- ② 建築計画については、概ね妥当だと思われます。1階に診療所を設けるとありますが、具体的にどのようにするのか計画がはっきりしていないところがあります。
- ③ 合築施設を円滑に運営するための方策については、概ね妥当だと思われます。

先生)

□ 第1グループについて

- ① 法人運営の理念については、医療法人のイメージ等、総合的なサービスの構築を合わせてしていくことについて強い意欲を感じました。
- ② 建築計画については、地域の接点を十分に考慮した建築計画になっていると思います。ユニットケア等についても、計画を大切にしながら革新的な考え方とかサービスを取り入れたものになっています。ただし、特養、老健とも同じ表現にはなっていますが。
- ③ 合築施設を円滑に運営するための方策については、建築的にも運営的にも一体感を感じます。特に臨床を重視して、医療と福祉、現場と教育機関を統合して積極的な仕事をしていこ

うという感じがします。

□ 第2グループについて

- ① 両法人とも経験を持った歴史のある法人のようです。K法人については、精神科が中心でありますので、痴呆性高齢者ケアに期待をもちます。
- ② 建築計画につきましては、平面計画において枠組みができているため、居室等の配置に問題があるように思います。
- ③ 合築施設を円滑に運営するための方策については、デイサービスとデイケアとの機能分化を目指しています。診療所を1階に計画していて調整してあるということですが、計画の中でどこを指しているのかわかりません。

ケアの面では、老健、特養別々でそれほど一体感を感じませんでした。

以上です。

先生) こういうことも参考にさせていただきまして、前回と同じように評価をしていただきまして、次回13日1時までには評価をしていただきたいと思っております。

最後に、プレゼンテーションにつきまして、グループについては両グループ来ていただきましてプレゼンテーションをし、一丁目の方は三法人来ていただきます。三丁目の方の評価とプレゼンテーションについては、どのようにお考えでしょうか。

(管理調整課長)

11日までに南池袋三丁目地区の評定表を集計いたしまして、プレゼンの前にはお渡しできるようにいたしたいと思っております。

7月13日(金)に午後1時15分に集合していただきまして、30分にプレゼンテーションを行います。審査委員ですが、池袋一丁目地区につきましては5人の委員、南池袋三丁目地区につきましては、8人の委員で行います。

時間ですが、始まりは1時30分で池袋一丁目地区のプレゼンテーション10分、質疑応答10分で行います。1次審査通過者2法人に対して行います。概ね15分休憩をおきまして南池袋三丁目地区につきまして意思統一、共通認識をもちまして、グループごとにプレゼンテーションを行います。事業者からのプレゼンテーションは15分、質疑応答は20分で行います。

事務局としましては、1法人あたり3人以内の参加者とします。理事長とか理事が1人、担当者が1人、コンサル等が1人ということで、3人以内とします。また、プレゼンテーションと質疑をする方は法人の方に限られるものとします。南池袋三丁目地区につきましては、1グループあたり7人以内と考えています。1法人あたり2人、3法人ですので6人、コンサル等1人、計7人ということになります。発言は、法人の方に限るということにしたいと考えています。

2時15分から2時30分まで評定のための休憩としていますが、時間を拡大して、池袋一丁目地区の評定・審査と南池袋三丁目地区の確認・打ち合わせ等をいたしたいと思っております。

先生) 質問事項を含めてプレゼンテーションしてもらったらいかがですか。

(保健福祉部長)

予め疑問に思うことを法人に伝えておいて、それを中心にしてまとめてくださいとした方が宜しいと思っております。

抜粋
----

# 豊島区福祉施設

## 整備事業者選定審査会

### 第四回 資料

平成13年7月13日

## 「池袋一丁目地区・南池袋三丁目地区」第二次審査 次第

平成13年7月13日(金)  
豊島区立生活産業プラザ  
6階 研修室2

審査対象		集合時刻	審査	時間(分)	内容	
池袋一丁目地区	社会福祉法人 やすらぎ会	13:15	13:30~13:40	10	プレゼンテーション	
			13:40~13:50	10	質疑応答	
	社会福祉法人 [REDACTED]	13:40	13:50~14:00	10	プレゼンテーション	
			14:00~14:10	10	質疑応答	
評定(池袋一丁目地区) 書類審査報告(南池袋三丁目地区)			14:10~14:20	10		
南池袋三丁目地区	第一グループ 社会福祉法人 敬心福祉会 医療法人社団 瑞雲会 社会福祉法人 幸会	14:15	14:20~14:35	15	プレゼンテーション	
			14:35~14:55	20	質疑応答	
			休憩			14:55~15:05
	第二グループ 社会福祉法人 [REDACTED] 医療法人社団 [REDACTED] 社会福祉法人 [REDACTED]	14:55	15:05~15:20	15	プレゼンテーション	
			15:20~15:40	20	質疑応答	
評定(南池袋三丁目地区) 第二次審査結果報告(両地区) 事業予定者(グループ)決定			15:40~16:10	30		

※ 平成13年7月17日(火) 答申(予定)

南池袋三丁目地区 事業予定者 書類審査結果一覧

		法人審査						グループ審査		書類審査合計	
		専門審査		財務審査		合計					
		配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点
第一グループ	社会福祉法人 A (特養)	(180)	162.6	(100)	97.5	(280)	260.1	123.5	(900)	785.4	
	医療法人社団 J (老健)	(150)	134.5	(130)	81.3	(280)	215.8				
	社会福祉法人 C (保育所)	(130)	116.0	(80)	70.0	(210)	186.0				
	合計	(460)	413.1	(310)	248.8	(770)	661.9				
第二グループ	社会福祉法人 B (特養)	(180)	140.4	(100)	80.0	(280)	220.4	104.0	(900)	732.0	
	医療法人社団 K (老健)	(150)	125.9	(130)	107.3	(280)	233.2				
	社会福祉法人 D (保育所)	(130)	100.4	(80)	74.0	(210)	174.4				
	合計	(460)	366.7	(310)	261.3	(770)	628.0				

南池袋三丁目地区 事業予定者審査結果一覧

		法 人 審 査						グループ審査		第二次審査		合 計 点	
		専門審査		財務審査		合 計							
		(a)		(b)		(c)=(a)+(b)		(d)		(e)		(c)+(d)+(e)	
		配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点
第一グループ	社会福祉法人 A (特 養)	(180)	162.6	(100)	97.5	(280)	260.1	(130)	123.5	(100)	92.5	(1,000)	877.9
	医療法人社団 J (老 健)	(150)	134.5	(130)	81.3	(280)	215.8						
	社会福祉法人 C (保育所)	(130)	116.0	(80)	70.0	(210)	186.0						
	合 計	(460)	413.1	(310)	248.8	(770)	661.9						
第二グループ	社会福祉法人 B (特 養)	(180)	140.4	(100)	80.0	(280)	220.4	(130)	104.0	(100)	-	(1,000)	732.0
	医療法人社団 K (老 健)	(150)	125.9	(130)	107.3	(280)	233.2						
	社会福祉法人 D (保育所)	(130)	100.4	(80)	74.0	(210)	174.4						
	合 計	(460)	366.7	(310)	261.3	(770)	628.0						

とですか。その他のところに24と入っているのはどういうことでしょうか。

(担当者) これは、洗濯、掃除、調理関係です。一応、決めかねておりますが、直営と言うことで考えております。現在、配食サービス、デイサービスをやっていまして、直営の方が細かくできると考えています。必ずしも非常勤とは限らないのですが、非常勤で算定しています。

〇先生) 各自治体から公募の話がある場合、どうなさいますか。

(担当者) 現在、豊島区だけです。

〇先生) はい、それでは、どうもありがとうございました。

〇先生) それでは、第二次審査の評定をお願いします。

また、南池袋三丁目地区につきましては、第一次審査の評定をしていませんので、評定をし、法人審査とグループ審査の評定を合わせたものと、プレゼンをして高い方が推薦されるということになります。

〇先生) それでは、南池袋三丁目地区のプレゼンに入りたいと思います。

### 第1グループ

〇先生) グループとしての計画、考えをお聞かせください。

(老健担当) 合築の施設で、有意義な施設だと思います。

長期にわたり円滑に運営していくために、各法人間でどのようにしていくかということですが、基本的人権の尊重、健康・安全の管理が基本的なことになります。利用される方の福祉の向上を目指すことを理念としています。その実現のためには、施設間で役員が運営等において交流や調整を行います。また、豊島区内の福祉の専門学校・リハビリ専門学校との交流を考えています。地域で育てる福祉の精神をテーマとしています。

老健施設は、福祉が求められておりまして、高齢者援護、応急対応が必要で、利用者の方々との情報を共有化しサービスにあたりたいと思います。また、第三者評価機関を設置して、適正な運営を図ります。将来的には、ISOの認証施設を目指しています。

特に、リハビリテーション介護に力を入れたいと考えていまして、できる限り寝たきりにさせないようにとしています。それを実施するために、リハビリ学校のインターン生を投入しようと思います。痴呆対応につきましては、痴呆介護という研究を進めていきたいと思っています。

(特養担当) 職員の確保については、専門学校や看護学校から確保していきます。緊急対応もできます。

(保育担当) 今回応募しましたのは、親や子どもの立場から地域のニーズにあった保育を目指したいと考えているからです。夜10時までの実施にあたり、セキュリティーの構築を検討しています。文京区で園長をしています。園では園児を玄関まで連れて行き、親に引渡しをするようにしていますが、夜間対応につきましては、職員の研修や配置体制が重要視されると思います。

〇先生) 特養の場合、救急の体制はいかがですか。

(特養担当) 東京医科大学に救急がありますので、医療体制はそちらの方で対応します。地域の医師会のバックアップ体制を得ています。

〇先生) 職員の育児休業について無給となっていますが、



(保育担当) 実質的には、国の認める中でやっていると思いますが、法人独自には、有給でつないでいます。

(助役) 地域子育てセンター的な役割を果たしたいと言われていますが、身近な相談相手をしていくということで行われているのですか。

(保育担当) 色んなメニューがあります。月・水・金の午前中を開放していて、地域のお年寄りを含めて遊びにきていただく中で相談業務をしています。信頼関係があつての相談業務だと思います。園の事業については、広く呼びかけをして実施しています。

センター事業のどの部分を行うかは、今お答えできませんが、今やっていることは、すぐ取り組みできると思います。

(政策経営部長)

勤労者住宅協会が先行してやっていますが、全体の建物と各施設との調整はどのようにされますか。

(各法人) 区から提示されたスケルトンに当てはめる形で、三法人による協議をして設計を考えていきます。

＝子ども家庭部長)

保育園と老健と厨房が同じですが、安全・衛生面からみてどうかと思われますが。

(保育担当)

保育園に管理栄養士を置き、調理においては三法人合同のものをつくろうと思います。〇ー157対策とか取れるような器具を入れ、工夫をしながらやっています。また、汚水や環境に配慮したものを考えています。

子どもの保育の流れにそつた給食や保育をしていきたいと思っています。各施設での協働作業でやっていきたい。外部委託ではなく、合築内での調理ということを考えています。

(保健福祉部長)

特養と老健について、豊島区の地元優先枠はどうでしょうか。

(各法人) 当然、豊島区を中心に考えていきます。

(政策経営) 補助金がかなくなる場合はどうされますか。

(各法人) 一法人だけの問題ではありませんので、何らかの対策を考えるつもりです。ただ、地上権ということであれば、補助対象になるかと聞いていますが。

〇〇先生) 夜勤体制についてですが、定員100人に対して8人というのは少ないかと思いますが。

(老健担当) 提出した書類の数字は、初年度のものです。

〇〇先生) 色んな自治体からこういう事業の公募があつたかと思いますが、今の時点で公募されているところがありますか。もしされているとすると、両方決まったときにどの様にされますか。

(特養・老健担当) 豊島区だけです。

(保育担当) 文京区で小石川学園を経営しています。新宿の公募がありまして、先月決定いたしました。文京区の小石川学園は、今年度で閉園します。その職員を2年かけて再教育しながら、2か所を現在運営しているみゆき保育園の職員の配置換え等を考慮しながら、応募いたしました。

〇〇先生) 幸会さんとしては、先に一つ決まりましたが、今回もう一つ決まっても両方やっているとお考えですか。

(保育担当) はい、豊島区については、16年度スタートでございますし、再教育・研修体制をとり、時代にあつた体制を整えるべく準備中です。

〇〇先生) はい、それではどうもありがとうございました。

## 第2グループ

- (先生) 次に、第2グループの全体としての考え方をお伺いしたいと思います。
- (老健担当) 保健施設としては、場所的に問題ありません。ただ、採算を考えると、デイサービス等の対応に問題が出てきます。デイケア15人ほどで計算しても、採算が合いません。今回医療法人として、辞退したいと考えています。
- (特養担当) 都内で1か所、その他3か所経営しています。建設予定地は、地の利も良く立派な施設ができると思いますが、運営等は経費がかかるものと思われます。特に、当初の建設経費については、負担が重いと思います。
- (保育担当) 高島平で保育園を経営しています。複数施設を持ちたいと思っていて、豊島区ならなら問題はありませんで、ぜひ参加させていただきたいと思っていますが。
- (特養担当) 場所は非常によいのですが、福祉施設ですが介護保険ですので、保険料をたくさん取るわけにはいきません。初期投資と運営のバランスをいかにとるかが苦勞するところです。  
色々調整していく中で、採算をとれるようになるのではないかとやってきましたが、老健の方から充足率95%で、一日35人通所を受け入れても採算が取れないと言われました。  
初期条件を変えていただければ、できる可能性もあるのかなと思います。
- (保健福祉部長) グループとして、今回辞退されるということですか。
- (各法人) はい、そうです。
- (先生) はい。それでは、第2グループの方々、どうもありがとうございました。
- (先生) それでは、審査会を継続いたしますが、先程のお話は、第2グループにつきましては、グループとして辞退されたということで宜しいですね。  
それでは、第1グループについて評価をしてください。評価が終わりましたら、池袋一丁目地区と南池袋三丁目地区の整理をして、ご報告をいただきたいと思います。
- (先生) それでは、池袋一丁目地区につきましては、  
第一候補 やすらぎ会  
第二候補 〇〇〇〇 ということ、合わせてご推薦いたします。
- 次に、南池袋三丁目地区につきましては、  
第1グループ 敬心福祉会、瑞雲会、幸会 をご推薦いたします。
- (先生) それでは、7月17日、第5回目の審査会において、事業予定者を区長へ答申いたしたいと思ひます。

抜 粹
-----

豊島区福祉施設

整備事業者選定審査会

第五回 資料

平成13年7月17日



答 申 第 2 号  
平成13年7月17日

東京都豊島区長  
高 野 之 夫 様

東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会  
会 長 橋 本 正



平成13年6月15日付、諮問第2号により諮問された南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業における事業予定者の選定に係る調査審議の結果について、以下のとおり答申する。

記

- 1 事業予定者について  
第1グループ  
社会福祉法人 敬心福祉会  
医療法人社団 瑞雲会  
社会福祉法人 幸会

上記のグループ（法人）を事業予定者として選定する。  
調査審議結果は別紙のとおり。

## 豊島区福祉施設整備事業者選定審査会第五回会議録

- 開催日 平成13年7月17日(火) 午前11:00～
- 場 所 区長応接室
- 出席者 <外部委員>
- 立教大学コミュニティ福祉学部教授 橋本 正明
- つくば国際大学産業社会学部教授 岩坪 奇子
- 豊島区医師会会長 松村 研二
- <内部委員>
- 助役 中原 昭
- 政策経営部長 水島 正彦
- 保健福祉部長 荒井 正典
- 子ども家庭部長 稲葉 正行
- <事務局>
- 保健福祉部管理調整課長
- 事務担当者 2名

〓先生) お時間でございますので、始めさせていただきます。  
事務局の方から宜しく願いたします。

(管理調整課長)

本日は、過去四回の審査会の審査により決定した「事業予定者」について、区長への答申をしていただきたいと思います。

〓先生) 東京都豊島区福祉施設整備事業者選定審査会 会長 橋本正明として 豊島区長 高野之夫様に答申させていただきます。

平成13年6月15日付け、諮問第1号により諮問された池袋一丁目地区特別養護老人ホーム整備事業における事業予定者の選定に係る調査審議の結果について、以下のとおり答申する。

事業予定者について 社会福祉法人 やすらぎ会  
上記の法人を事業予定者として選定する。

ただし、第二次審査において、本事業実施に係る確実性について、不安定な部分が見受けられるため、今後、被選定法人が事業予定者として実施困難となった場合は、社会福祉法人 [ ] を推薦する。調査審議結果は、別紙のとおりである。

平成13年6月15日付け、諮問2号により諮問された南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業における事業予定者の選定にかかる調査審議の結果について、以下のとおり答申する。

事業予定者について 第1グループ  
社会福祉法人 敬心福祉会  
医療法人社団 瑞雲会  
社会福祉法人 幸 会

上記のグループ、各法人を事業予定者として選定する。調査審議結果は、別紙のとおりである。

( 高野区長に答申書を手渡した。)

〇先生) これで、終了します。

第8 応募資格

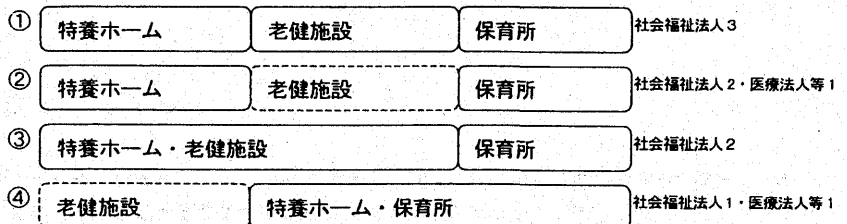
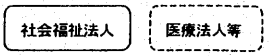
本事業に応募することができる運営主体は、下記の1～2のいずれかに該当し、かつ、各区分毎に示した条件を全て満たすことが必要となります。(以下、設置・運営する特別養護老人ホームは、小規模身体障害者療護施設の併設を意味します)

1 すべての施設を、同一の社会福祉法人が設置・運営する場合

- (1) 社会福祉法人が介護老人保健施設を運営する場合は、原則として公益事業として実施すること。ただし、東京都との協議において公益事業としての開設が認められない場合に限り、医療法人を創設しての設置・運営への変更を認める場合があります。
- (2) 現に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院を運営していること。
- (3) 現に認可保育所を運営していること。
- (4) 新たに社会福祉法人を設立しての応募は認めません。

2 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設及び保育所を設置・運営しようとするそれぞれの法人が、共同提案協定を締結し申請を行う場合

★ 想定されるパターン



- (1) 医療法人等
  - ア 新たに医療法人を設立する場合があります。
  - イ 学校法人（医学、歯学の学部を置く大学）又は民法第34条法人であって、介護老人保健施設の開設許可が見込める者を含みます。
- (2) 社会福祉法人
  - ア 現に特別養護老人ホーム又は認可保育所を運営していること。
  - イ 新たに社会福祉法人を設立する場合は認めません。
  - ウ 介護老人保健施設を設置・運営する社会福祉法人は、現に

介護老人保健施設又は、病院を運営していること。

エ また、介護老人保健施設については、原則として公益事業として実施すること。ただし、東京都との協議において公益事業としての介護老人保健施設の開設が認められない場合に限り、医療法人を創設しての設置・運営への変更を認める場合があります。

(3) 応募にあたっては、共同提案協定を締結し、建物の円滑な整備及び合築施設の円滑・安定的な運営のための体制を確立することができる場合とします。